

障害福祉サービス集団指導 【共同生活援助編】

令和7年度
熊本市障がいサービス課

運営指導における主な指導事項 (共同生活援助)

運営指導における主な指導事項（共同生活援助）

（人員に関する基準）

従業者の員数

- 世話人の人員配置区分について、事業所全体で、必要数を満たしていない。
- 夜間時間帯以外のサービス提供時間帯において世話人、生活支援員の員数が必要数を満たしていない。

世話人の人員配置区分については、共同生活住居ごとに配置要件を満たしているか、確認してください。

世話人及び生活支援員については、事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の時間帯において、必要な員数を確保してください。

運営指導における主な指導事項（共同生活援助）

（運営に関する基準）

個別支援計画の作成

- 個別支援計画が作成されていない（提供するサービスの内容について、利用者又はその家族に対する説明が行われておらず、同意も得られていない。）。
- 個別支援計画を利用者に交付していない又は、利用者の同意及び交付を得た旨の署名等を得ていない。

個別支援計画未作成減算の対象となる場合があります。（後述）

運営指導における主な指導事項（共同生活援助）

（運営に関する基準）

個別支援計画の作成

- サービス管理責任者が、計画の作成や見直しに係る一連の手続きに関与していない。
- サービス管理責任者がアセスメントを行わず、利用者家族が記入した基本情報だけを基に個別支援計画を作成している。
- モニタリングの結果や担当者会議の内容を記録していない。

個別支援計画未作成減算の対象となる場合があります。（後述）

運営指導における主な指導事項（共同生活援助）

（運営に関する基準）

個別支援計画の作成

| 事業種別 | 見直し時期 |
|-----------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 共同生活援助、療養介護、生活介護、 就労継続支援A型、就労継続支援B型、 就労定着支援（R4.4～）、施設入所支援 | 少なくとも <u>6月に1回以上</u> |
| 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、 就労移行支援、就労定着支援（～R4.3）、 自立生活援助 | 少なくとも <u>3月に1回以上</u> |

運営指導における主な指導事項（共同生活援助）

（運営に関する基準）

利用者負担額等の受領

- 曖昧な名目による費用の徴収を行っている、また、費用の積算根拠が明確に示されていない。
- 利用者から徴収する費用について、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費等の内訳が不明確で、徴収金額の根拠が示されていない。
- 空き居室の家賃を利用者に負担させるなど運営規程に定められた金額と異なる金額を利用者から徴収している。
- 食材料費、光熱水費等の精算が定期的に行われていない。

【参考】障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて

（H18.12.6 障発第1206002号）

運営指導における主な指導事項（共同生活援助）

（運営に関する基準）

利用者負担額等の受領

事業者は、利用者から費用を徴収する場合には、運営規程に定め、当該費用の内容について、重要事項説明書等により利用者に説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。その際には家賃、光熱水費、食材料費、日用品費等の内訳を明確にする必要があります。

また、利用者から徴収した食材料費等については、一定の期間ごとに精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還してください。

運営指導における主な指導事項（共同生活援助）

（運営に関する基準）

サービス管理責任者の責務

- サービス管理責任者が、個別支援計画を作成していない。
- サービス管理責任者が、利用者の状況を適切に把握していない。
- サービス管理責任者が、他の従業者に計画の内容を説明していない（直接支援する従業者が個別支援計画の内容に沿った支援ができていない。）。

運営指導における主な指導事項（共同生活援助）

（運営に関する基準）

サービス管理責任者の責務

【サビ管研修】

サービス管理責任者に就くには実務経験を満たしているのみではなくサービス管理責任者「更新研修」又は「基礎研修」後の「実践研修」を受講している必要があります。

また、「更新研修」又は「実践研修」受講後は、「更新研修」を5年毎に受講する必要があります。「更新研修」や「実践研修」の修了証に次の研修の受講期限が記載されていますので受講忘れがないようにしましょう。

なお、更新研修を受講するためには、受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験があること、又は現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事していることが求められます。

運営指導における主な指導事項（共同生活援助）

（人員に関する基準）

非常災害対策

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が整備されていない。
- 非常災害に関する具体的な計画（非常時の連絡体制網や地震を含む自然災害を網羅した避難マニュアルを含む）が策定されていない。
または、策定されているが、従業者に周知されていない。
- 定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていない。

避難訓練を実施した場合は、日時、内容等を記録に残してください。

なお、訓練実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

【令和3年度制度改正】

運営指導における主な指導事項（共同生活援助）

（報酬の算定に関する事項）

個別支援計画未作成減算

- サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。
- 基準に定められている個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

個別支援計画が作成されていない、又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月（減算が適用される月）から2月目までは、当該利用者につき所定単位数の100分の70で算定してください。減算が適用される月から3月以上連続して解消されない場合、3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間100分の50で算定してください。

運営指導における主な指導事項（共同生活援助）

（報酬の算定に関する事項）

人員欠如減算

- 指定基準の規定により配置すべき従業者について、基準上必要とされる人員を満たしていない。

人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算となります。

- ・ 減算が適用となる月から3月未満の月→所定単位の100分の70
- ・ 減算が適用となる月から連続して3月以上→所定単位の100分の50

運営指導における主な指導事項（共同生活援助）

（報酬の算定に関する事項）

人員欠如減算

- サービス管理責任者が退職した、現職のサービス管理責任者の研修の有効期限が過ぎた等の状況で後任の者が補充されていない。

サービス管理責任者が配置されていない場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算となります。

- ・ 減算が適用となる月から5月未満の月→所定単位数の100分の70
- ・ 減算が適用となる月から連続して5月以上→所定単位の100分の50

定員や住居数を変更する場合について

- 定員を増加する場合や住居を増設する場合、増員・増設した利用者に対しての職員配置状況を確認するため、勤務形態一覧表の提出が必要になります。
- 定員を増やしたときの「利用者数の見込み」は、**もともとの利用者の実績人数**に、**増やした定員分 × 0.9人** を足した数になります。

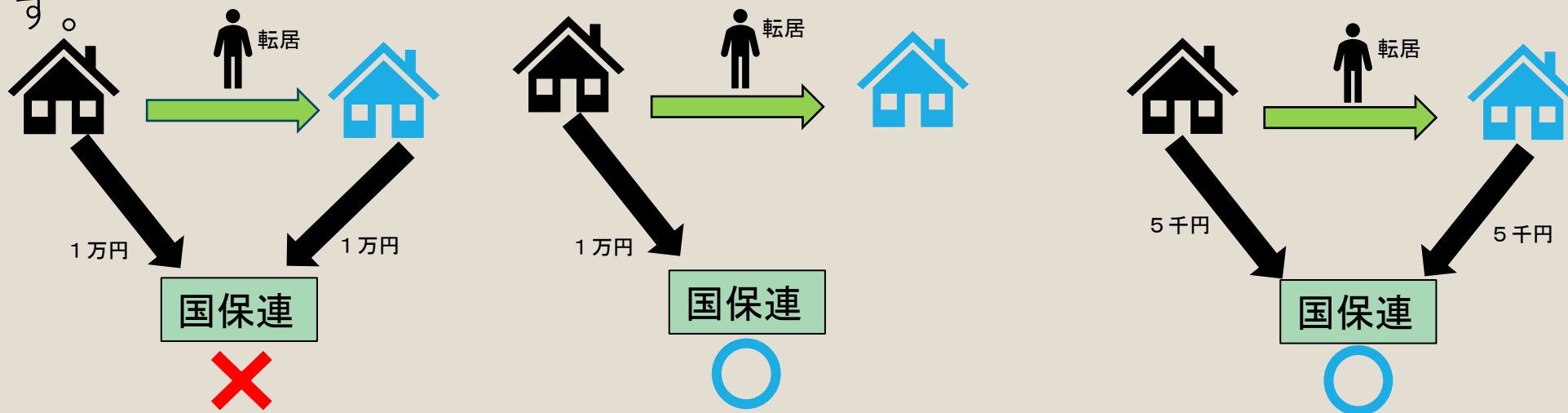
例：定員を4人⇒6人に増員した場合（＝2人増員）

- ・ 既存の4人⇒実績の平均利用者数
- ・ 増分の2人⇒ $2人 \times 0.9 = 1.8人$

- また、夜間支援等体制加算を算定している場合、夜間支援対象人数についても変更されるため、上記加算の届も提出するようお願いします。
- 共同生活援助として活用する面積が200㎡を超える場合は、建物の用途変更が必要になる可能性があります。

特定障害者特別給付費（家賃補助）の取扱いについて

- 特定障害者特別給付費は、通常の給付費と同様、国保連を通じて事業所に支払われます。ただし、あくまで利用者に対する補助なので、事業所は利用者から家賃を受領する際、補助分を差し引く必要があります。
- 特定障害者特別給付費は**利用者に対する**最大1万円/月の補助のため、利用者が月の途中で別の共同生活援助事業所へ移った場合、両事業所からそれぞれ1万円を請求することは不可能です。その場合、事業所間で話し合い、一方の事業所で1万円を請求する、または1万円の範囲で按分して請求する必要があります。



地域連携推進会議の開催について

令和7年度より、各共同生活援助事業所にて地域連携推進会議の開催が義務づけられました。

【目的】

- 利用者と地域の関係づくり
- 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- 施設等やサービスの透明性・質の確保
- 利用者の権利擁護

【留意点】

- 最低でも年に1回の開催が必要になります。
- 原則、会議の開催と施設訪問は別の日をお願いします。
- 開催後は市障がいサービス課に議事録の提出が必要になります。

熊本市ホームページに国の手引きや本市の取扱いを掲載しておりますのでご参照ください。
[地域連携推進会議について](#)

主な苦情

○支援者の言葉遣いが悪い

→内容次第では虐待に当たる可能性があります。また、自身ではそのようなつもりはなくても、受け手によっては「強い言葉で言われた」と誤解される可能性もあるので、丁寧な言葉遣いに十分ご注意ください。

※「伝えたつもり」にならずに、利用者に寄り添い「利用者がわかる伝え方」を工夫してください。

○契約内容と相違している

→契約書に記載されている内容と、実際に事業所から言われることが食い違っているとの連絡を受けます。改めて自事業所の契約書、運営規定、重要事項説明書を確認のうえ、内容に沿った話をするようにしてください。

共同生活援助編は以上となります。